

公益社団法人 日本ライフル射撃協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.riflesports.jp/about/disclose/>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<p>(1) 中長期基本計画を策定している。 「JRSF将来構想」（中長期基本計画）を策定し、2022年5月の理事会で承認した。</p> <p>(2) 中長期基本計画を公表している。 ホームページにて公表している。 JRSF将来構想 URL: https://www.riflesports.jp/upload/news_link/link_file/1162/JRSF_Future_Vision.pdf</p> <p>(3) 計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。 計画策定にあたっては、役職員や構成員から幅広く構成したプロジェクトチームを編成し、オンライン会議を行い、その意向を反映した。</p>	01.JRSF将来構想計画 02.2022年度第1回理事会議事録(2022年5月28日付) 03.2022年度定期総会議事録(2022年6月18日付)
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<p>(1) 人材の採用及び育成に関する計画を策定している。 「JRSF将来構想」（中長期基本計画）の第9項「経済的自立」において、人材の採用及び育成に関する計画を策定している。この計画はスポーツ庁の組織基盤強化支援事業の支援を受け、外部の専門的知見を有する人材を活用することにより、組織運営の強化および業務の効率化を図るものである。2022年5月の理事会で承認した。</p> <p>(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を公表している。 ホームページにて公表している。 JRSF将来構想 URL: https://www.riflesports.jp/upload/news_link/link_file/1162/JRSF_Future_Vision.pdf</p> <p>(3) 計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。 計画策定にあたっては、役職員や構成員から幅広く構成したプロジェクトチームを編成し、オンライン会議を行い、その意向を反映した。</p>	01.JRSF将来構想計画 02.2022年度第1回理事会議事録(2022年5月28日付)

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<p>(1) 財務の健全性確保に関する計画を策定している。「JRSF将来構想」（中長期基本計画）の第9項「経済的自立」および第10・11項に収支計画を含め、財務の健全性確保に関する計画を策定している。2022年5月の理事会で承認した。</p> <p>(2) 財務の健全性確保に関する計画を公表している。この計画は公表されており、財務部会や総務委員会において中間決算を実施することで、適切な業務執行状況の確認と財務健全性の維持に努めている。ホームページにて公表している。 JRSF将来構想 URL: https://www.riflesports.jp/upload/news_link/link_file/1162/JRSF_Future_Vision.pdf</p> <p>(3) 計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。計画策定にあたっては、役職員や構成員から幅広く構成したプロジェクトチームを編成し、オンライン会議を行い、その意向を反映した。</p>	01.JRSF将来構想計画 02.2022年度第1回理事会議事録(2022年5月28日付) 04.定款(2022年6月18日付) 05.会計処理規程(2022年4月1日付) 06.財産管理運用規程(2020年7月11日)

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	(1) 外部理事の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じている。 当協会では、外部理事の目標割合を25%以上と定めており、2023年度の改選で26%を達成している。今後もこの割合を維持し、2025年度の改選においても目標を達成する方針である。 (2) 女性理事の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じている。 女性理事の目標割合は40%以上である。2023年度の改選では33%にとどまったが、2025年度には目標達成を目指し、女性理事の推薦を強化するとともに、定款改正も視野に入れている。	04.定款(2022年6月18日付) 07.役員候補者の選考に関する規程（2024年11月30日施行） 08.名誉職および理事待遇、参事の選任等に係る規程（2025年5月24日付） 09.会員規程(2025年6月14日改定) 10.役員名簿(2025年6月14日付) 65.2024年度第2回理事会議事録(2024年7月6日付)
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	公益社団法人のため評議員会は無し。	なし

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること (3)アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	(1) アスリート委員会が設置され、不定期ではあるが少なくとも年1回以上、開催している。2019年6月1日の理事会でアスリート委員会規程を定めた。新体制のアスリート委員会を2021年11月11日に開催した。 (2) アスリート委員会の構成について、性別や競技・種目等のバランスに留意するとともに、委員会で取り扱う事項等を踏まえて、適正な人選を行っている。 アスリート委員会の委員は、ライフル種目男子、ライフル種目女子、ピストル種目男子、ピストル種目女子の4つの分野から最低1名ずつ選出しており、性別や競技・種目のバランスに配慮して構成している。また、選任に際しては、ナショナルチーム選手や国際大会参加経験者を対象としており、適正な人選を行っている。これにより、競技や種目の多様性が確保され、委員会で取り扱う事項に対応した構成となっている。 (3) アスリート委員会の意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じている。 2023/2024年度の新たなアスリート委員長が、12月以降NTCで行われるナショナルチームの代表合宿に合流し、直接選手達との意見交換、ヒヤリングを行っている。このためのアスリート委員会の新たな予算措置を講じたことを9月30日開催の理事会にて報告した。 各年度で開催し理事会にて報告しているが、必要に応じてアスリート委員長が強化合宿等を視察し、現場において幅広くアスリートの意見を聴取し運営に反映している。	11.アスリート委員会規程（2025年2月15日施行） 17.本部及び委員会の運営に関する規程(2024年9月21日付) 14.各本部常設委員会方針と編成（2023年7月8日付） 46.2023年度第3回理事会議事録（2023年9月30日付） 33.アスリート委員会活動状況について(2024年5月25日理事会報告) 15.協会組織図（2025年7月12日付） 45.2024年度第1回理事会議事録(2024年5月25日付) 65.2024年度第2回理事会議事録(2024年7月6日付) 66.2023年度第4回理事会議事録(2023年11月25日付) 68.委員会名簿 69.2019年度第1回理事会議事録(2019年6月1日付) 81.2022年度第1回アスリート委員会議事録 82.アスリート委員会議事録（2023年度上半期） 83.アスリート委員会議事録（2023年度下半期） 84.アスリート委員会議事録（2024年度上半期） 88.2021年度アスリート委員会議事録 91.2025年度第1回アスリート委員会議事録 94.2025年度第2回アスリート委員会議事録

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	<p>(1) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図っている。</p> <p>当協会の理事会は、地方の意見を反映する各ブロック推薦理事と、本部推薦理事から構成されている。ブロック推薦理事は、地方加盟団体の意見を協会運営に反映させる役割を担い、本部推薦理事は主に関東近県の会員及び有識者で構成され、業務執行理事としての役割を果たしている。また、会議のオンライン化により、全国から本部推薦理事を選出することが可能となり、理事会の多様性が向上している。</p> <p>理事会は、定例で年5回開催し、緊急時には臨時理事会も適宜開催することで、協会の迅速な意思決定と実効性を確保している。理事会は、知識・経験・能力をバランスよく備えた理事が配置されており、議論の質向上や監督機能の強化にも資する適正な規模で構成されている。</p>	04.定款(2022年6月18日付) 10.役員名簿(2025年6月14日付)
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	<ul style="list-style-type: none"> 現行の役員候補選考基準（内規）において役員の70歳定年制度を制定し運用をしている。 役員選考基準を内規から規程へ引き上げ、引き続き役員に定年制を設けることとする。 	07.役員候補者の選考に関する規程（2024年11月30日施行） 08.名誉職および理事待遇、参事の選任等に係る規程（2025年5月24日付） 65.2024年度第2回理事会議事録(2024年7月6日付)
	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	<p>2024年11月30日開催の理事会にて、再任回数の上限を定めた役員候補者の選考に関する規程が承認・施行された。</p> <p>2025年度の役員改選時から、新しい規程を適用した役員選考を実施する。</p>	04.定款(2022年6月18日付) 07.役員候補者の選考に関する規程（2024年11月30日施行） 10.役員名簿(2025年6月14日付) 65.2024年度第2回理事会議事録(2024年7月6日付)

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9			【例外措置または小規模団体配慮措置】	

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	(1) 理事会から独立した役員候補者選考委員会を設置し、選考プロセスの独立性を確保している。 (2) 委員会に外部有識者を必須の構成員として規程している。 (3) 委員構成において現職理事が半数を超えないことを明確に定めている。	07.役員候補者の選考に関する規程(2024年11月30日施行) 65.2024年度第2回理事会議事録(2024年7月6日付)
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	倫理規程を整備している。	12.倫理規程(2022年6月18日付)
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	会計処理規程(2022年4月1日付)、財産管理運用規程(2020年7月11日)、会員規程(2025年6月14日改定)、本部及び委員会の運営に関する規程(2024年9月21日付)を整備している。	05.会計処理規程(2022年4月1日付) 06.財産管理運用規程(2020年7月11日) 09.会員規程(2025年6月14日改定) 17.本部及び委員会の運営に関する規程(2024年9月21日付)

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	(1) 法人の業務に関する規程を整備している。 当法人では、文書および情報管理ガイドラインを整備している。また、公益通報者保護については、「通報相談窓口利用要領」および「通報相談処理規程」によって適切に担保されている。今後も、必要な規程を順次整備していく予定である。	19.文書(磁気データ)・情報管理ガイドライン(2024年5月25日付) 47.通報相談処理規程(2023年2月18日付) 48.通報相談窓口利用要領(2022年5月28日付) 93.個人情報保護方針(2025年9月27日付)
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	(1) 法人の役職員の報酬等に関する規程を整備している。 役員報酬ならびに費用に関する規程、就業規則、賃金規程、退職金規程を整備している。	20.役員の報酬ならびに費用に関する規程(2023年10月1日付) 70.就業規則_日本ライフル射撃協会 71.賃金規程_日本ライフル射撃協会 72.退職金規程_日本ライフル射撃協会
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	(1) 法人の財産に関する規程を整備している。 会計処理規程、財産管理運用規程、資金運用規程、寄付金取扱規程を整備している。	05.会計処理規程(2022年4月1日付) 06.財産管理運用規程(2020年7月11日) 27.資金運用規程(2022年4月1日施行) 28.寄付金取扱規程(2022年4月1日施行)

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	(1) 財政的基盤を整えるための規程を整備している 当法人では、財政的基盤を強化するため、以下の規程を整備している。 会員規程(2025年6月14日改定) スポンサーシップ規程適用ガイドライン (2003年4月19日付) 競技者資格ならびにスポンサーシップ規程 (2003年10月19日付) 段級審査規程(2025年2月15日施行) 検定基準(2025年4月1日付) ライフル射撃場の公認に関する規程 (2024年11月30日施行) 競技記録公認規程 (2025年9月27日付) これらの規程により、スポンサーシップ事業、競技者資格の管理、公認競技場や競技記録の認定など、財政的基盤を支える各種事業を適切に運営している。	09.会員規程(2025年6月14日改定) 21.スポンサーシップ規程適用ガイドライン(2003年4月19日付) 22.競技者資格ならびにスポンサーシップ規程(2003年10月19日付) 23.段級審査規程(2025年2月15日施行) 24.検定基準(2025年4月1日付) 26.ライフル射撃場の公認に関する規程 (2024年11月30日施行) 73.競技記録公認規程 (2025年9月27日付)
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	当法人では、毎年度「選手選考及び海外派遣要綱」を理事会にて審議、制定し、公平かつ合理的な選手選考を行っている。透明性の高い選考基準を基に選考を実施している。HPで最新の要綱を公開している。 https://shorturl.at/u0WI1 選手の権利保護については、「通報相談窓口利用要領」の第10条「利用者の保護」および「通報相談処理規程」の第9条「不利益取扱いの禁止」により、通報者が不利益な取扱いを受けないことが明記されている。これにより、選手が通報を行った場合でも、適切に保護される体制が整備されている。しかし、選考に関する不服申立手続や肖像権保護に関する規程は現時点で未整備であり、2026年3月までに制定する予定である。 選考基準および選考過程の作成者は、理事会での審議事項として、弁護士を含む外部理事や外部有識者の意見を聞く機会を設けている。このため、外部の専門的な視点を取り入れた公平な選考プロセスが確保されている。	47.通報相談処理規程 (2023年2月18日付) 48.通報相談窓口利用要領(2022年5月28日付)

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	(1) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備している 当法人では、審判員の必要な資格と人数は「公認競技会の格付規程」に基づいて理事会が定めており、この規程に基づき、主催者や主管が適切な資格を持つ審判員を集めている。また、テクニカルデレゲートは「テクニカルデレゲート規程」、公認審判員は「公認審判員規程」に基づき、理事会で審議の上、承認されている。これにより、審判員の選考が公平かつ合理的に行われている。	32.公認審判員規程(2024年5月25日施行) 36.テクニカルデレゲート制度規程 (2024年5月25日施行) 74.公認競技会の格付規程 (2024年5月25日施行)

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせができる体制を確保すること	<p>(1) 規程の整備や法人運営に関する日常的な相談について、相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせができる体制を確保している当法人は、弁護士、公認会計士、社会保険労務士と顧問契約を結び、日常的に専門家に相談できる体制を整えている。</p> <p>(2) 役職員は、潜在的な問題を把握し、調査の必要性の有無等を判断できる程度の法的知識を有している 役職員は、専門家との相談を通じて法的知識を持ち、問題の把握や調査の必要性を判断できる能力を備えている。</p>	75.顧問契約書_弁護士 76.顧問契約書_税理士 77.顧問契約書_社労士
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	<p>(1) 当法人では2021年9月にコンプライアンス委員会を設置した。今後、年1回以上の開催を予定している。また、2021年度第5回理事会にて倫理規程の検討が報告され、2022年度総会にて倫理規程を改定している。2025年2月にコンプライアンス委員会を開催した。</p> <p>(2) コンプライアンス委員会がその機能を十分に発揮できるよう、役割や権限事項を明確に定めている コンプライアンス委員会の役割と権限は「各本部委員会方針と編成」に明確に定められており、法令遵守やガバナンス強化を推進する機能を持つ。今後、委員会の機能を発揮し、定期的な活動を進める予定である。</p> <p>(3) コンプライアンス委員会の構成員に、少なくとも1名以上は女性委員を配置している 委員会には、女性委員として横山幸子氏および穂刈美奈子氏が配置されており、適切な構成が整えられている。</p>	12.倫理規程(2022年6月18日付) 14.各本部常設委員会方針と編成 (2023年7月8日付) 15.協会組織図 (2025年7月12日付) 17.本部及び委員会の運営に関する規程(2024年9月21日付) 68.委員会名簿 90.コンプライアンス委員会 議事録

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
21	〔原則4〕コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	<p>(1) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置し、構成員に少なくとも1名以上は弁護士を配置している 当法人のコンプライアンス委員会には、弁護士の横山幸子氏が構成員として配置されており、法的な視点からの監督や助言が行われている。</p> <p>(2) 倫理委員会、総務委員会法務部会、コンプライアンス委員会の業務分担、権限の区分について説明 なお、倫理委員会、総務委員会法務部会、コンプライアンス委員会の業務分担、権限の区分については以下の通りである。 ・倫理委員会：倫理規程に基づき、通報相談窓口に寄せられた事案をもとに、会員や役職員の倫理的行動を監督し、違反行為に対する調査や処分を行う。 ・総務委員会法務部会：法人全体の法律問題に対する助言を提供し、法令遵守を確保するための措置を講じている。 ・コンプライアンス委員会：法人全体のコンプライアンス強化に責任を負い、法令遵守、リスク管理、ガバナンスの監視を担っている。</p>	14.各本部常設委員会方針と編成（2023年7月8日付） 42.2025.2026年日ラ組織表 47.通報相談処理規程（2023年2月18日付） 48.通報相談窓口利用要領（2022年5月28日付） 53.2021年度第3回理事会議事録（2021年9月25日付） 68.委員会名簿

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) 役職員向けのコンプライアンス教育を、少なくとも年に1回以上実施している 当法人では、役職員向けに次の研修を行っている。この研修では、法令遵守やガバナンス強化に関する内容が取り扱われ、役職員のコンプライアンス意識の向上を図っている。 ・2021年度の総会において、JOCのNF支援センターから講師を招いてコンプライアンス研修を行っている。 ・2024年度第1回理事会において、理事を対象に弁護士によるコンプライアンス研修を実施している。	35.2024年度第1回理事会議事録(2023年5月25日付) 78.日本ライフル射撃協会役員コンプライアンス研修(2024年度第1回理事会) 79.国内競技団体(NF)が果たすべき社会的責任(2021年6月19日実施)
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	・認定コーチ・指導者・アスリート向けのインテグリティ教育プログラムを既に制定し、アスリート及び指導者に対し年に1回以上の教育を実施している。 ・研修資料は、次のものを利用している。なお、JOCの著作物のため、証憑としては提出しない。 - JOC インテグリティ教育教材 第一部人間力 指導者編 - JOC インテグリティ教育教材 第二部リスクマネジメント 指導者編 - JOC インテグリティ教育教材 第三部SNS 指導者編	37.インテグリティ講習実施例(大学生) 38.インテグリティ講習実施例(社会人) 39.インテグリティ講習実施例(小中学生) 40.インテグリティ講習実施例(高校生) 49.認定コーチ規程(2024年5月25日施行) 50.JRSF(NRAJ)認定コーチ一覧(2025年7月2日現在)
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) NFが主催する全国大会等及び国際大会等に参加する審判員に対して、少なくとも年に1回以上のコンプライアンス教育を実施している 当法人では、2022年度および2023年度にオンラインでのライブ配信によりコンプライアンス教育を実施し、2024年度はオンデマンド配信を行った。審判員の受講状況は、オンラインフォームを使用して理解度テストを含めた出席確認を行い、受講者の状況を適切に把握している。今後も年1回以上のコンプライアンス教育を継続して実施する予定である。	51.2024年度競技役員向けコンプライアンス研修告知(2024年7月7日) 63.審判講習会資料(2022年2月19日付)

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	・弁護士事務所、税理士事務所、社会保険労務士事務所と顧問契約を結んでおり、日常的に専門的事項について相談できる体制は確保している。	75.顧問契約書_弁護士 76.顧問契約書_税理士 77.顧問契約書_社労士
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	(1) 経費使用及び財産管理に関する規程等を整備することなどにより、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している 当法人では、会計処理規程を整備し、財務および経理業務が公正な会計原則に基づいて行われる体制を確立している。 (2) 各種法人法に基づき適性のある監事等を設置している 当法人には2名の監事がいる。岸高監事は日本ライフル射撃協会の前事務局長として長年に渡り協会運営に携わっている。また、永谷監事は大手企業の代表取締役社長として企業統治しており、組織経営と組織運営にたけ、前理事として協会運営にも携わってきている。これにより、適切な能力を持つ監事が設置されている。 (3) 各事業年度の会計監査及び業務運営の妥当性に関する監査を実施している 当法人では、年1回、外部の公認会計士による任意の会計監査を実施しており、会計監査および業務運営の妥当性を確認している。また、監事による監査報告書も作成し、組織の適正性を確認している。	04.定款(2022年6月18日付) 05.会計処理規程(2022年4月1日付) 10.役員名簿(2025年6月14日付) 35.2024年度第1回理事会議事録(2023年5月25日付) 34.2024年度総会議事録(2024年6月15日付) 52.2023年度収支決算書
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	(1) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守している。 当協会においては、スポーツ振興くじ助成事業や競技力向上事業等に関して、関連法令およびガイドラインに従い、適正な事業運営を行っている。令和3年度の事業に関する調査においていくつかの指摘を受けたが、これに対し改善方策を策定し、適切に対応している。調査結果に基づく報告書を提出し、引き続き適正な運用を確保している。	85.令和3年度事業を対象としたスポーツ振興事業助成金実態調査の調査結果に基づく改善方策の提出について(依頼) 86.調査結果(別紙) 87.令和3年度事業を対象としたスポーツ振興事業助成金実態調査の調査結果に基づく改善方策の提出について(回答) 89.【公益社団法人日本ライフル射撃協会】R05実態調査

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	.法令で定められている財務諸表はホームページで開示公表している。 https://www.riflesports.jp/about/disclose/	HP参照
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	・選手選考基準、派遣基準は理事会で決定後速やかにホームページで開示公表している。 ・選手選考基準、派遣基準に関する公開は公式ホームページに選手選考基準、派遣基準のみの掲載ページを2024年12月に開設した。 https://shorturl.at/u0WI1 ・選手強化委員会Slack内に約200名の選手が登録される全員共有チャンネルを設置し、選手個人に直接通知し情報共有を図っている	HP参照
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	・ガバナンスコードの自己説明については2021年度以降、毎年ホームページで公表している。 https://www.riflesports.jp/about/disclose/	HP参照

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	<p>(1) 重要な契約（金額の多寡、関係者への影響の大小等から判断する。）については、客觀性・透明性につき、特に慎重な検証を行っている。</p> <p>当法人では、重要な契約に関して、倫理規程および定款第33条に基づき、理事会の承認を得た上で慎重に検証を行っている。また、利益相反が生じる可能性がある場合、理事会にて必要な手続きが実施され、透明性が確保されている。</p> <p>(2) 利益相反ポリシーに基づいた規程があり、利益相反を適切に管理している。</p> <p>利益相反ポリシーおよび利益相反管理規程を2024年度第3回理事会で制定し、運用を開始している。これにより、役員や関係者との利益相反を適切に管理し、組織運営の透明性を高めている。定款第33条、および倫理規程にも利益相反に関する規定が設けられており、理事会での承認を経て取引が進められている。</p>	04.定款(2022年6月18日付) 12.倫理規程 (2022年6月18日付) 60.利益相反ポリシー (2024年9月21日施行) 61.利益相反管理規程 (2024年9月21日施行)
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	<p>(1) 利益相反ポリシーを作成している</p> <p>当法人では、利益相反ポリシーおよび利益相反管理規程を2024年度第3回理事会にて制定し、正式に運用を開始している。これにより、役職員や理事が関連当事者と行う取引において、利益相反を適切に管理し、透明性と公正性を確保している。このポリシーでは、利益相反取引該当性を明確にし、取引先や理事の近親者を含む「利益相反的関係」を有する者の範囲を定めている。</p>	60.利益相反ポリシー (2024年9月21日施行) 61.利益相反管理規程 (2024年9月21日施行)

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
33	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	<p>(1) 通報窓口について、ウェブサイト、SNS等を通じて、恒常にNF関係者等に周知している。当法人は「通報相談窓口」を設置し、その連絡先を協会の公式ウェブサイト上で公開している。これにより、NF関係者が恒常にアクセスし、通報や相談ができる体制を整えている https://www.riflesports.jp/for-members/</p> <p>(2) 通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課している。 通報相談窓口の利用に際して、通報相談処理規程により、担当者には厳格な守秘義務を課しており、相談者の秘密を守るよう徹底している。</p> <p>(3) 通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについて一定の規定を設け、情報管理を徹底している。 通報内容や通報者の情報は、公益社団法人日本ライフル射撃協会の「通報相談窓口利用要領」に基づき、厳重に管理され、守秘義務を徹底している。また、匿名での通報も可能としており、個人情報の保護が保障されている。</p> <p>(4) 通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止している。 「通報相談窓口利用要領」において、通報者が不利益な取扱いを受けることがないよう明記しており、適切な保護がなされている。</p> <p>(5) 研修等の実施を通じて、NF役職員に対して、通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを徹底している。 2021年度にJOC-NF総合支援センター室の講師を招き、役職員向けにコンプライアンス研修を実施しており、通報制度やその重要性についての意識付けを行っている。</p>	12.倫理規程(2022年6月18日付) 47.通報相談処理規程(2023年2月18日付) 48.通報相談窓口利用要領(2022年5月28日付) 79.国内競技団体(NF)が果たすべき社会的責任(2021年6月19日実施)

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	・通報相談窓口は協会から独立させて、弁護士事務所に設けている。相談窓口である弁護士事務所は通報相談の内容が通報相談処理規程、通報相談窓口利用要領及び倫理規定に照らし必要に応じ協会に倫理委員会または総務委員会法務部会の開催を要請する。倫理委員会、総務委員会法務部会のメンバーは弁護士、学識経験者、女性が含まれている。	12.倫理規程(2022年6月18日付) 42.2025.2026年日ラ組織表 47.通報相談処理規程(2023年2月18日付) 48.通報相談窓口利用要領(2022年5月28日付)
25	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、周知すること	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を規程等によって定めている 倫理規程第5条および第6条により禁止行為が定められており、倫理委員会規程第3条により除名、会員資格の停止、職務の停止、競技会への出場停止および戒告が処分内容として規定されている。また、処分対象者は第2条に規定され、処分に至るまでの手続は第5条において弁明の機会を付与すること、第7条において処分結果の通知が義務付けられている。また、これらの手続は倫理委員会によって実施され、処分内容は理事会で決定される。 (2) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を周知している 通報相談窓口利用要領及び通報相談処理規程に基づき、通報窓口は公式ウェブサイトに掲載されており、役職員や関係者へ周知されている。倫理規程、倫理委員会規程、通報相談窓口利用要領、通報相談処理規程は、他の規程と共に公開されている (https://www.riflesports.jp/rule_info/)。また、通報があった場合、処分手続きが倫理委員会に集約されることが確保されている。 (3) 処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、聴聞（意見聴取）の機会を設けることを規程	12.倫理規程(2022年6月18日付) 13.加盟団体規程(2024年6月15日付) 48.通報相談窓口利用要領(2022年5月28日付) 80.倫理委員会規程(2022年12月3日施行)

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
33			<p>寺に定めている 倫理委員会規程第5条により、処分を行う前に処分対象者に対し、事前に告知し、弁明の機会を設けることが定められている。</p> <p>(4) 処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知することを規程等に定めている 倫理委員会規程第7条に基づき、処分決定後、処分対象者に対して処分の内容及び理由を記載した書面での通知が行われる。不服申立手続の可否やその手続期限等についての具体的な記載がないため、2026年3月までにこの点を改訂する予定である。</p>	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	<p>(1) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有している</p> <p>当協会では、2021年9月の理事会においてコンプライアンス委員会を常設委員会として設置し、倫理委員会（非常設）の中立性と専門性が強化された。コンプライアンス委員会は内部のコンプライアンス管理を担当し、倫理委員会は独立して処分審査を行うことで、両者の役割が明確に分担されている。</p> <p>倫理委員会は、常設委員会同様、理事会にて選ばれた委員長が委員を指名し、外部有識者や弁護士を含むメンバーで構成されており、中立的な視点で審査を行う体制を整えている。さらに、倫理委員会へ調査を附託する通報相談窓口には、顧問弁護士とは別の弁護士を配置している。倫理委員会は、この通報相談窓口に対して報告義務を負い、倫理委員会の中立性がさらに補強されている。</p>	12.倫理規程(2022年6月18日付) 14.各本部常設委員会方針と編成(2025年7月12日付) 42.2025.2026年日ラ組織表 53.2021年度第3回理事会議事録(2021年9月25日付) 68.委員会名簿
27	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めている	<p>(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めている</p> <p>当協会の倫理委員会規程第8条に基づき、懲罰や紛争については、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を自動的に応諾する条項を設けている。これにより、協会内で発生する懲罰や紛争の迅速かつ適正な解決を確保している。</p> <p>(2) 倫理規程第8条に基づき、懲罰処分の不服申立てに加え、代表選手の選考等、協会における重要な意思決定に関する不服申立ても対象としている。これにより、代表選手選考に関する紛争解決も公正に行われる体制を整えている。自動応諾条項の対象事項には、懲罰等の不利益処分に対する不服申立てに限らず、代表選手の選考を含むNFのあらゆる決定を広く対象に含むことがわかるよう、2026年3月まで改訂する。</p> <p>(3) 申立て期間について合理的ではない制限を設けていない</p> <p>倫理委員会規程第9条に基づき、処分に不服がある会員等で公益財団法人日本スポーツ仲裁機構(JSAA)への仲裁申立てができない場合には、第7条第1項の通知を受けた日から6ヶ月以内に再調査</p>	12.倫理規程(2022年6月18日付) 80.倫理委員会規程(2022年12月3日施行)

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
⑦			を請求することができると定めている。この「6ヶ月」という期間は、不服申立を準備するために必要な資料収集や専門家への相談、再調査請求書の作成などの行為を行うために十分な期間である。さらに、倫理委員会規程第9条では、再調査の請求が適切かつ公平に処理されるための手続を明記している。特定の事情がある場合、委員会がその妥当性を判断し、柔軟に対応することも可能である。この柔軟な対応は、規程第9条において再調査請求の基本的な枠組みが定められていることからも確認できる。	

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	(1) 当法人では、処分対象者に対し、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（JSAA）のスポーツ仲裁を利用できる旨を通知する。倫理委員会規程第8条に基づき、処分に対して不服がある場合にはJSAAを通じた仲裁申立てが可能であることが記載し、その方法や申立期限についても処分通知時に明示する。また、第9条に基づき、JSAAによる仲裁を申請できない場合には、再調査の申請が可能である旨が通知し、処分対象者に対して迅速かつ適正な紛争解決手段を提供する。	12.倫理規程(2022年6月18日付) 80.倫理委員会規程(2022年12月3日施行)
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	(1) 危機管理体制を構築している 本会は、2021年12月の理事会において、内部管理体制整備に関する基本方針を決議し、危機管理体制の構築を明記している。また、2024年7月に危機管理規程を制定し、これに基づき危機管理体制を構築している。これにより、有事における危機対応を効率的に行う体制を確立している。 (2) 危機管理マニュアルを策定している 本会は、2024年7月に施行された危機管理規程に基づき、危機管理マニュアルの策定を進めており、2026年3月までに危機管理マニュアルを策定予定である。	54.内部管理体制整備に関する基本方針(2021年12月4日付) 55.2021年度第4回理事会議事録(2021年12月4日付) 62.危機管理規程(2024年7月6日施行)
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	・過去4年内に不祥事は発生していない。 ・倫理規程違反による不祥事は倫理規程により速やかに倫理委員会を設置し、調査に着手する。 ・加盟団体規程違反による不祥事については総務委員会法務部会が速やかに調査を実施する。	なし

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	・過去4年以内に外部調査委員会は設置していない。 ・外部調査委員会設置が必要になるような不祥事を未然に防ぐべく努力する。	なし
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にしている 当法人は、2019年度に加盟団体規程を改定し、地方組織との責任と権限の関係を明確化している。この改定により、協会と加盟団体間の権限関係が規定され、双方の役割と責任が具体的に示されている。 (2) 地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うための方針等を定めている 当法人は、地方組織の運営と業務執行に関する助言と支援を行うための指導方針を、2021年度の「JRSF将来構想」中長期基本計画にて定めている。 (3) 地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行っている 加盟団体に対しては、定期的に定款チェックを実施し、指導や助言を行っている。また、モデル会則を作成し、ブロック会議において提示し、各団体が適切な組織運営を行えるよう支援している。問題がある場合には迅速に指導を行い、自主的な改善が見込まれない場合には規程に基づく処分を行う体制を整えている。	01.JRSF将来構想計画 13.加盟団体規程(2024年6月15日付) 57.加盟団体との関係図 (2024年6月15日付) 67.加盟団体向けモデル会則	
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	・地方代表が（各加盟団体代表者が社員として、ブロック代表が理事として）協会の方針決定に関与していることから重要事項の情報共有は遅滞なく行われている。また、ホームページにより理事会決定事項は公表されている。 https://www.riflesports.jp/about/disclose/ インテグリティー研修会、審判講習会等を定期的に実施している。 2023年度ブロック会議において、加盟団体の役員を対象に、弁護士による、規程の整備を含めたコンプライアンス研修をオンラインにて実施した。 2025年度は、加盟団体向けにスポーツ団体ガバナンスコード・セルフチェックシート提出を求めた。これにより現状を把握し、指導・助言に活かす予定である。	10.役員名簿(2025年6月14日付) 44.2023年度ブロック会議資料 58.2025年度正会員名簿 59.2025・2026年度参事名簿 92.スポーツ団体ガバナンスコードセルフチェック実施について提出依頼